

## 大阪市社会福祉協議会 地域こども支援ネットワーク事業 登録団体規約

### (目的)

第1条 この規約は、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する地域こども支援ネットワーク事業（以下「本事業」という。）の登録団体の基準を定め、大阪市内においてこどもの居場所づくり活動に取り組む活動団体に対して、適切な支援を行うことを目的とする。

### (支援内容)

第2条 本事業の登録団体に対する支援とは、次のとおりとする。

- (1) 登録団体同士や支援団体等との交流・情報交換の場づくり
- (2) こどもの居場所づくり活動に関わるボランティア等への研修
- (3) こどもの居場所づくり活動に関する情報発信・啓発活動
- (4) 企業や社会福祉施設等の提供による物資や体験イベント等の需給調整
- (5) こどもの居場所あんしん保険に関する受付・相談
- (6) その他、こどもの居場所づくり活動に関する相談対応

### (登録団体の要件)

第3条 本事業の登録団体については、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本事業の目的に賛同し、大阪市内において、地域でこどもの貧困などの課題解決やこどもの居場所づくりなどに取り組む非営利活動団体、または非営利活動としてこども食堂や学習支援等に取り組む企業等の営利団体。
- (2) 本会が実施する「こどもの居場所づくり研修会」や「地域こども支援団体連絡会」等に、年1回以上参加できる団体。

※ただし、次の団体は登録することができない。

ア政治活動や宗教活動の一環として、こどもの居場所づくり活動を行う団体  
イ反社会的勢力

### (登録団体の手続き)

第4条 本事業の登録を希望する団体は、登録申込書（様式第1号）に、団体情報シート（様式第2号）を添えて事務局に提出すること。

### (登録解除の手続き)

第5条 本事業の登録解除を希望する団体は、登録解除届（様式第3号）を事務局に提出すること。

(登録団体情報の変更)

第6条 団体登録時に提出した団体情報シートの内容に変更があった場合は、速やかに団体情報シート(様式第2号)を事務局に提出すること。

(こどもの居場所あんしん保険の対象)

第7条 本事業の登録団体は、本会が実施する「こどもの居場所あんしん保険」の対象とする。なお、こどもの居場所あんしん保険の実施要綱については別途定める。

(責任の所在)

第8条 登録団体が実施するこどもの居場所づくり活動については、それぞれの運営団体の責任のもとで実施されており、こどもの居場所づくり活動において発生した事故やトラブルについて、本会は一切の責任を負わない。

(団体登録の有効期間)

第9条 団体登録の有効期間は、申込日の属する年度の年度末までとする。期間満了の1カ月前までに、登録団体から登録解除の申出がない場合には、同一の内容で期間を1年間更新するものとし、以降も同様とする。なお、本規約の内容については、変更または終了する場合がある。

附則

1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。